

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 1 0 年 1 2 月 1 8 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 5 0 分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、武井副委員長、松本・大畠・新野・次木・八田・横尾・ 琴坂 各委員		
説 明 員	土木部長、土木部参事、建築都市部長、用地対策室長、 築港地区再開発室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長及び主幹		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に大畠委員、次木委員を両指名。付託案件を一括議題とし、理事者より報告を受ける。

「赤井川村新規水利権取得の同意方について」

○ 水道局工務課長

11月30日、赤井川村から常磐地区簡易水道水利権申請のため、既得水利権者である本市に同意方の申出があった。市としては、これまでも余市川の取水に支障がなかったこと、赤井川村の取水地点である余市川水系朝里沢川の取水地点で1日当たり690tの範囲内で取水しても水収支計算上影響がないことから、同意をしたいと考えている。

○ 委員長

議案第14号「小樽市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例案について」

○ 建築指導課長

平成10年11月6日、都市計画変更により市街化区域に編入した星野町の一部について、緑豊かで潤いのある良好な住宅地の形成と、周辺の環境との整合を図ることを目的として、地区計画区域を定めたことに伴い、建築基準法に基づき一定の制限を行うため条例の一部改正をするものである。具体的な内容については、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度等の制限を行うものである。

なお、施行期日は、一定の周知期間を置いて、平成11年2月1日からとする。

○ 委員長

議案第15号「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について」

○ 住宅課長

改正する部分は、塩谷E住宅の児童遊園の用途廃止である。当該住宅は昭和51年建設、5階建て、50戸、塩谷1丁目12番所在で、国道5号に接し建設されている。本年10月小樽開発建設部から国道5号拡幅事業に伴い、平成10年度に児童遊園を含む塩谷E住宅敷地の一部、549.28㎡ほか2カ所について用地買収の申入れがあった。国道5号拡幅事業に協力し、用地買収に応じる考えであるが児童遊園が共同施設として市営住宅条例に位置付けられているため、条例改正を行うものである。用地買収については、平成4年にも申入れがあったが、事業遅延により延期されている。建築都市部としては、当時から児童遊園の代替地確保に向け、民間の所有地を確保すべく所有者と交渉をしており、今回も改めて交渉をしているが、所有者からは、敷地利用計画上、余地がないことを理由に断りの返答があり、市としては、他に用地がないとの理由から代替地の確保を断念している。入居者の対応についてだが、説明会等を開催し理解を得ているものの、拡幅工事が完了した段階で、児童遊園も含めて入居者と再度協議する考えである。なお、歳入は土地売払い収入等2,300万円程度を予定している。

○ 委員長

議案代22号「市道路線の認定について」

○ 土木部管理課長

市道望洋線の終点の変更である。

(概要は、別紙資料にて説明する。)

○ 委員長

一括質疑に入る。

○琴坂委員

不況対策で前倒しした臨時市道の箇所付けはいつようになるのか。また、前回の委員会でロードヒーティングの設置要望箇所に関する資料の提出を要望したが、どうなっているのか。

○土木事業所長

臨時市道の箇所付けは、現在、12路線である。

○建設課長

ロードヒーティング設置要望の一覧についてだが、前回の当委員会では整備することが可能であるとの答弁をしているが、要望については請願、陳情だけでなく会議の場であるとか、手紙や電話など様々な形で寄せられており、それらを全て把握し、取りまとめることは現実的に困難であるため、提出はできないとの判断となつた。理解を願いたい。

○琴坂委員

ロードヒーティングに関する資料の提出を求めたのは、議会において審議されている請願、陳情について実現を求めても、その箇所以外にも多くあり、議会に提出されたものだけ敷設することはできないとの答弁があったため、全体の要望を示してもらいたいとのことで資料の提出を求めた。提出できないのであれば、問題は議会に提出されている要望箇所については、我々議員が直接責任を負わなければならないと考える。

今年の除雪の中には、不況対策も含めて300万円の予算計上がされており、これは段差解消を行うためのことだが、現実には段差解消の前に部分改良が必要な箇所もある。単に段差解消を行うのではなく、雪が降ったら即、排雪するという機敏な体制が取れば市民の不満解消につながると考える。300万円で効果が上がれば増額も検討するというが、同時に排雪を行えば市民からは今年の除雪対策は良い意味で変わったと歓迎される対応になると思うがどうか。

○土木部次長

21世紀プランの重点プログラムでは、雪対策に関する要望が最も多い。今回の300万円については、車道部における横断歩道などに接する歩道部の除雪という形で考えている。それとともに、早期に出動できる特別機動班を設けることも考えており、そのような体制で市民要望に対応していきたい。

○琴坂委員

赤井川村水利権水量の取得に関する同意方についてだが、余市町では、この問題については議案として議会に提出しており、共産党以外が賛成し、可決されたと聞く。結論からいうと、私どもはこれには賛成しない。その最大の理由は、まず1つは道の対応が極めて不誠実であるということである。

当初、キロロリゾートが必要とする水量は3,000tといわれていたが、今回の申請では1,000t以下である。リゾート計画が予定どおり進んでいないため、必要水量が少なくなったと考えるが、この1,000tが必要十分な水量なのかどうか。

無許可取水は犯罪行為に値すると考えている。私どもの現地調査時の状況では、余市川本流に盗水装置を設置したが、大水で流され朝里沢川に2回目の設置をしていたが、道は未だこれを認めていおらず、最初から朝里沢川にあったといっており、また、土木現業所の説明では井戸を掘って対応したが、結局、水が足りずに川から引いたといっている。保健所に対し井戸水での水道許可をとったが、保健所ではそれを発見できなかったとしている。井戸を掘っても水が足りなかったのではなく、実際に川底につながる井戸を掘っており、現在、使用している井戸がそ

れである。こうした犯罪行為に対して村にしても道にしてもとがめがないということには納得できない。

また、本市が水利権を取得したときよりも水が多いから、小樽の取水口の上流で取水してもよいということになったのか。

水利権設定は河川法施行細則に基づき設定されるが、それは単に川の水量だけの問題ではなく山全体の流域からの水量により積算される。それが調査では、わずか2カ年の朝里沢川の流量の計算で水が余っているとのことから、新たな水利権を設定するのは、いかにも作為的と思うがどうか。

○水道局工務課長

道の対応が不誠実であるということだが、道に対して意義を申立てることはできない。

キロロリゾートの将来必要とする水量については、8月31日に余市町、二木町、赤井川村が後志支庁に対し余市川における取水に関する小樽市との協議についての調整を依頼した。これを受けて後志支庁は、小樽市を含めて懇談しており、この中で余市川の水利権の把握や、水の必要量、水確保の方策を協議事項として協議会を発足させることとなり、その中では、あくまでも市町村同士の対立があってはならないということで基本的に合意している。11月10日に仁木町の助役が座長となり仁木町において第1回余市川水系水利用連絡協議会を開催し、鋭意この中で詰めていくこととなった。同協議会にはオブザーバーとして小樽土現、倶知安保健所、後志支庁が出席している。

○水道局次長

無許可取水は犯罪行為でないかとの指摘であるが、河川法令に対し違法と考える。これについては、道が指導することになると思うが、処分はこれからと考える。

○水道局工務課長

現在の水量については、小樽土現が期別にそれぞれの取水地点で河川の正常流量を算出しており、10カ年分の平均河川流量である基準化水量が正常流量を上回り、690tの水量が生じれば水利権水量として認められる。

○琴坂委員

本市の余剰水量を分けないのが悪いような状況がある一方で、余市町も含めた銀山地域では、水不足から下水道化できないという状況にある。結果的に朝里沢川から取水することになったが、今後の問題もあることから赤井川村新規水利権取得については無条件に同意するのではなく、指摘した点も十分に念を押していただき、後に本市の水利権に影響の及ぶことがないように願いたい。

○武井委員

除雪体制が整っていない中での11月下旬から今月上旬にかけての降雪は、市民生活に支障を来したと思うが、雪で陸の孤島と化した地域はあったのか。

○土木事業所長

測候所観測史上、記録的な降雪となったが、指摘のとおり体制が整わない状態での対応となったため、業者の機械を借り上げ、バス路線等の除雪第1種路線から除雪を行ったものである。第3種路線については、非常に除雪が遅れ市民の方々に多大なご迷惑をかけたため、各ステーションは例年よりも2週間程早い12月7日から開設し、市民の要望に対応することとしている。

○武井委員

その後、暖気によって解雪し、今度は坂道を車が上れないといった状況となり、ある3種路線では救急車が坂の

登りで立往生し、近隣の人が急患を救急車の場所まで運んだと聞いている。このことから、第3期ロードヒーティング計画を実施しないのであれば、路線の格付けを見直し、全路線を格上げすべきと思うがどうか。

○土木部次長

高齢化、少子化に伴い、除雪についての市民要望は非常に多い中、これからの除雪のやり方の研究をしなければならない段階と考えている。基本的には、第3種路線については除雪後の雪を置く場所がないため排雪にシフトしていくことになると考えているが、その中で2種路線や3種路線の格付けをどこまで上げることができるかが今後の課題になるかと考える。少しでも市民が冬の暮らしを快適に過ごせるよう努力していきたい。

○武井委員

路線の格上げにより、第3種路線を解消するよう努力すべきではないか。

○土木部長

例年、除雪計画を策定するに当たっては、職員が一丸となって地域の実態を把握しながら、路線の格付けの見直しを行っているが、新たな21世紀プランの中では除排雪の方法を積極的に研究しようと考えており、それらと連動させながら、快適に冬を過ごせるような除排雪に心がけていくべきであろうと考えている。

○武井委員

以前に、経費削減効果のあった札幌の除雪方法を本市で試験的に取り入れるとのことであったが、モデル地区を定めて実際に取り組んだことはあるのか。

○土木事業所長

先般、2種路線を試験的に除雪した経過がある。その方法は具体的に降雪があっても圧雪状態にしておき、路面状態がわだちなどになった時点で下から掘り上げなおかつ民間排雪までとはいかなくても、たまたまその場所には雪を投げる場所があったのでそこに投雪した。この方法は通常の除雪よりも経費が高いが、シーズンをとおしてデータを収集してその方法が本当によいのか研究してまいりたい。

○武井委員

前回の委員会において、メルヘン交差点にある入船中継ポンプ場のバルブが周辺の景観にそぐわないとの指摘をしたが、その後、何らかの対策を講じているのか。

○(下水)建設課長

道路管理者の協力でメルヘン交差点の改修に合わせ、4～5mの樹木を配置している。しかし、高い位置から見ると目に付くため、水道局内で検討しているが、景観に配慮して色合いを考慮し、ペンキ等で塗装するという案もあったが、経年によって色落ちするということもあるため、囲う方法で検討している。

○武井委員

メルヘン交差点にふさわしいよう、囲う方法で検討してもらいたい。

○下水道事業所長

囲う方法で行い、ストリートファニチュアのようなものを配すことも考えている。

○武井委員

余市川水系の赤井川村新規水利権取得について、以前から村には水をやるべきだと主張してきたが、本市としてはそれができないといってきた中で、今回の水利権取得の同意については喜ばしいことと考えている。

本市が水利権を取得する際には、赤井川村の協力がなければ成し得なかったことであり、今度は本市が村に対

して協力をする番である。幸いに本市には水の影響がないことから、賛成を表明したい。

○横尾委員

除雪について聞くと、今後ロードヒーティングの敷設も増えないということで、未だ対策がまとまっていないとのことだが、この冬に向けて、今後、新たな対策を検討しているのか。

問題であると懸念していた箇所は、今年は砂まきが非常に丁寧にされており、事故が起きていないが、暖気でざくざくの雪では砂まきの効果もないので、除雪と合わせた砂まきが必要になると思うが、今年の除雪対策についてはどうなっているのか。

道路工事において既に完工届が提出された業者に対しては、一日も早く工事代金を支払えるよう庁内各部局に連絡されていると思うが、支払いが遅い部局もあると聞くので早急な処理を願いたい。

早い時期の降雪によって、夏に取りかかった道路工事の経費が増大し、事業としては赤字状態であると聞いているがどうか。

ロードヒーティングの敷設前に使用されていた砂箱がヒーティング敷設後もそのまま放置されている箇所もある一方で、頻繁に砂まきをする場所には砂がないという状態も見受けられるため、何らかの方策を講じてはどうか。

個人住宅の建設戸数が減っているようだが、本市が押さえている戸数はどの程度か。

○土木事業所長

今年からステーション体制と道路パトロール体制を強化し、効率の良い除雪を行う考えである。

砂まきについては、今後、除雪に合わせタイムリーに散布することができるか、実施をしてみたい。使用していない砂箱については、状況を把握し、付近住民に確認の上、撤去していきたい。砂の補充については、エリア担当者が補充しているが、市もパトロールを行い、空の状態がないよう努めたい。

○(土木)建設課長

早い時期の降雪により、現場によっては影響が生じている。通常、11月、12月については、工事費において除雪費を計上しないのが通例であるが、今年の記録的な降雪により、現場が広範囲なものについては、除雪の対応が大きな負担になることから、除雪費の計上を行う方針でいる。

○土木部次長

この記録的な大雪に対処するため、港湾部、水道局等各関係部が集まり、また、審査室も入り協議し、先に建設課長が答弁した方法を取っている。

○(土木)管理課長

工事代金の支払いについては、12月だけではなく、工事完了後、速やかに支払いすることを事務手続を心掛けており、手落ちがないように努めてきている。また、12月もこの時期になってきているので、完了工事の総点検を行い、速やかに支払いたいと考えている。

○建築指導課長

手持ち資料が平成6年から平成10年11月までのデータなので、各年1月～11月までの件数で報告する。確認件数は平成6年1,353件、7年1,247件、8年1,281件、9年1,001件、10年879件であり、その内、用途別の戸建住宅については6年824棟826戸、7年761棟761戸、8年786棟786戸、9年548棟548戸、10年482棟482戸である。マンションは、6年11棟350戸、7年16棟256戸、8年14棟252戸、9年15棟326戸、10年8棟340戸であり、アパートは、6年60棟360戸、7年64棟371戸、8年43棟199戸、9年55棟240戸、10年35棟131戸であり、また、公的住宅については、6年6棟127戸、7年2棟70戸、8年は建設なしで、9年3棟54戸、10年1棟39戸である。それら以外の用途については、6年452件、7年404件、8年438件、9年380件、10年353件である。

○大畠委員

今年11月には記録的な大雪に見舞れたが、地域防災計画の雪害対策計画には、雪害警戒態勢の積雪高は1mを超えた時点を基準に対策を講ずるとある。それによると、除雪機械等の車両体制、交通の確保等が謳われているが、この11月の大雪はこれらの対策に該当しているのか。

○土木事業所長

11月末の積雪高は23cmであることから該当しない。

○大畠委員

市の除雪体制が整っていない中、例年、根雪になるには1カ月以上も早い時期に大雪が降り、市民生活に大きな影響を与えた。これを機に、思わぬ降雪に対応できるような体制を取るべきと思うがどうか。

○土木部長

今年度、土木事業所の機構を主査制から係制に切り換え、常時、雪対策を担当する係を設けた。今後は早い時期の降雪を意識しながら、雪問題に取り組まなければならないと考えている。

○大畠委員

国体期間中の道路確保に向けた除排雪対策についてはどうか。

○土木事業所長

特別な体制を取る考えはないが、国体の開会時期が近くなってきており、雪の状態によっては、早めに排雪を行い、道路確保をしたいと考えている。

○大畠委員

貸し出しダンプの実績について提出された資料をみると、8年度と9年度の2月実績を比較すると、9年度の方が多い。特別の理由はあるのか。

○(土木)管理課長

9年度の降雪量は、過去10年間の平均積雪量よりも1m程度低かったが、寒気によって-12度という低温の日もあり、雪が解けず、降雪は少なかったが積雪深があったということである。その中で、時期的には2月が1番貸し出しが多く、結果的には8年度よりも多くなったということである。

○大畠委員

貸し出しダンプは毎年1月から開始されるが、今年は大雪のこともあり貸し出し時期はいつ頃からと考えているの

か。

また、先程も述べたが市民は行政の素早い対応を望んでいることから、早い時期からの除雪体制を整えておくべきではないか。

貸し出しダンプの車種については、提出された資料をみると狭い箇所での使用が多いためか、4 t ダンプが全体の98%を占めているが、道路幅によっては10 t ダンプが使用可能な場所もあると考える。積載量は4 t 車両では4、10 t 車両では14と約3.5倍の違いがあるが、市が借上げ車両に払う1時間当たりの代金は、4 t で5,000円、10 t で7,400円であり、約1.5倍の違いしかない。これらから1当たりの単価は4 t ダンプでは約1,460円、10 t では535円である。

つまり、対応可能な道路では、10 t ダンプを使用した方が市の負担も経費節減になる。ダンプに積載する車両は住民負担となるので、作業時間が短縮されれば地元の経費節減につながることから、10 t ダンプの貸出しも検討する考えはない。

○(土木)管理課長

貸し出しダンプの申込みについては、借上げ業者と最終的な詰めを行っており、来週中には町内会に連絡する予定である。また、町内会からの問い合わせについては、その都度説明し、ご理解いただいている。

貸出し車両については、狭隘路線は4 t ダンプが中心にならざるを得ないが、10 t ダンプの使用も可能な場所もあるため、今後、町内会の希望を申請書に記入していただくことで対応したい。

○大畠委員

同じ団地の例であるが、市へ貸し出しダンプの申請に行った際に、まだ貸出し時期は未定であるといわれ、地域住民は自分たちで8万円程度の費用負担をし、大型トラック2台を借りて排雪を行った。現在までに、この地域は除排雪に25万円程の費用を負担しており、もし、市の貸し出しダンプが早く使用できれば、これほどまでに負担せずにすんだはずだ。今年の早い降雪を機会に対応を充分検討してもらいたい。

雪捨て場についてだが、例年使用している雪捨て場で、今年利用できない箇所はあるのか。

○土木事業所長

市民の雪捨て場は、例年どおり中央埠頭、豊井、銭函御善水の3箇所である。

公共雪捨て場については、従来、北浜岸壁を使用していたが今年度と来年度は岸壁工事により使用できないため、その代替えとして色内岸壁の先端を使用する。豊井については従前から雪捨て場の管理がされていなかったが、相当の雪が入ると予想されるため、ブルドーザーにより管理していきたいと考えている。

また、昨年まで使用していた高島墓地については、地権者の合意が得られておらず、現在のところ使用されていない。

○大畠委員

高島墓地については、地域住民にとっては必要不可欠な雪捨て場である。土木部だけでは、この問題を解決できないと考えるので、市民部と充分協議の上、早急に再開に向けて取り組むことはできないのか。

○土木部長

墓地の地主が変わったため、今年度は使用できなくなった。従前から市民部とは協議をしながら対応を考えているが、地域住民には非常に迷惑をかけている。管理する原部としても苦慮しているので、早急に市民部と充分協議

しながら早期に解決に向けて努力したい。

○新野委員

市役所通りの排雪についてだが、この通りは、市役所に訪れる高齢者や障害者の方々の通行が多く、また、最近では市役所庁舎が歴史的建造物のためか、来訪する大型観光バスも多いため、堆積した雪で道幅が狭い。この通りの排雪についても、力を入れるべきではないのか。

市役所構内には、雪が多く堆積しており、来庁した市民の車が駐車するスペースが狭くなっている。常時、排雪された状態であれば、あと、14～15台の駐車スペースが確保できると思うがどうか。

冬期間における築港再開発地区の広場公園の活用についてだが、この公園は、近代都市にふさわしく、地域の特性に配慮して整備されたものと考えている。広域集客の中心に位置する公園でもあり、観光客や市民に注目される場所でもあることから、四季の風景が感じられるような冬期間の公園活用を、何か考えるべきと思うがどうか。

○土木部次長

道路確保のために、常時、雪がない状態にするのではなく、スリップ防止のために底まで除雪しない方法を研究している。市役所には多くの市民が来庁するため、注意を払いながら安全で歩行しやすい除雪に心掛けていきたいと考えている。

市役所構内の除排雪費用は総務部が所管しており、堆積した雪については排雪する考えある。将来は別の方法もあろうかと考えている。

○公園課長

広場公園は都市景観の向上、周辺施設利用者のための休憩等を目的としている。設計については、「海を渡る風」をイメージし、マリンロードから見ると海岸線のようなカラーロッキングや、植栽、噴水等の施設を配し、春先のツツジ、夏から秋にかけての西洋都草、秋のナナカマドなどの紅葉や、冬の針葉樹等が楽しめるよう工夫している。

冬期間における広場公園の活用は、開設前で、人の流れや活用方法はつかめていないが、維持管理を行う公園課としては年間通じ催し物をする考えはないが、各団体や一般の方々が公園を使用したいと申出があった場合には、公園本来の主旨から逸脱するような利用でなければ、許可せざるを得ないと考えている。

冬場の開放についても、除雪やトイレの暖房等の管理においても難しい面が多いが、冬の公園として何らかの利用を考えていきたい。

○新野委員

国道5号の排雪が行き届いているため、雪を堆積した市役所通りは特に目立つ。市役所通りは行政の顔となる通りであり、市民の理解を得ながら、常時、排雪するようお願いしたい。

事情は理解できるが、あらかじめ冬期間の利用を考えておくべきではないかと要望する。

○松本委員

市街化区域と市街化調整区域の面積割合については、どうなっているのか。

○ 建築指導課長

都市計画区域が13,870ha、その内市街化区域が4,243haで30%、市街化調整区域が27haで70%となっている。

○ 松本委員

この度、都市計画法が改正となり、市街化調整区域内での都市整備ができるようになったというが、その内容はどうなっているか。

○ 建築指導課長

本年5月25日に公布され、11月20日に施行されているが、市街化調整区域での地区計画に適合する開発行為に対し、新たに許可できる内容を追加したものである。区域のスプロール化を防止する目的であり、建築物の規制を行うことになっているが、今回の改正内容は緊急経済対策という意味であり、都市計画についても有効に活用するための改正である。

しかしながら、乱開発につながる要素もあり、あまり歓迎できるものではないが、道もこの点は心配しており、現在、それを防止する方法を検討している。国の通達は施行日に出されたが、これ以前に道において改正法の運用基準を作成すべく、各市町村を集めて協議を行っている。今後、本市もこの基準に合わせてマニュアル的なものを作成したい。

○ 松本委員

乱開発や自然破壊の心配もあり、同時に各自治体における運用に格差も生じると懸念するため、道レベルでマニュアルを策定するのが良いと考えるが、現在、どの程度まで進められているのか。

○ 建築都市部長

今回の改正により、道もかなり乱開発等を懸念しており、その運用に当たっては検討中である。しかしながら、今回の改正は、運用によっては良い法律でもあり、今後、道と連携を取りながら本市の考え方をまとめていきたい。

○ 松本委員

同じく都市再開発法が一部改正され、特定事業参加者制度が増設されたが、その内容についてはどうなっているのか。

○ (活対) 武田主幹

市街地再開発事業において、建築物の床の処分が進まないことで事業が成立しないこともある。民間主体で行う組合施行や個人施行の事業は、床の処分は事業の当初から担保されて進められるが、公共施行等の場合は十分に担保されないままに進められる。そこで、事業の初期段階から床の取得者を特定事業参加者と定め、民間活力を導入しながら事業を円滑に進めるといった観点から、制度化されたものと理解している。

○ 松本委員

今後、この制度を中央通の再開発や旧手宮線跡地の整備に積極的に活用する考えはないのか。

○ 建築都市部長

民間の活力、資金力、企画力等を導入した官民一体となって事業推進を可能とする優れた制度と考えている。本市においては、今のところ具体的な事業はないが、将来、関連する事業が出てくれば、前向きに考えていきたい。

○ 松本委員

景気対策としての効果も大きく、都市再開発等の公共事業において支出を抑え、効率的に進めることもできる。同時に、民間の意見も反映できるため、前向きに研究、検討等を願いたい。

市役所通り下の国道5号の地下歩道を管理する部署はどこか。

○(土木)管理課長

国道管理者である開建が管理している。

○松本委員

地下歩道に人が住んでいる形跡があり、更に、人糞らしきものもある。開建には、市役所前の地下歩道なので、対策を講じるよう依頼願いたい。

○次木委員

赤井川村新規水利権取得に関する同意についてだが、村が無許可で取水していたことに対して、何ら説明や釈明もないままに、本市が同意すべきでないと考えるがどうか。

余市川水量については、その年の気候等によって変化すると考えるが、資料にある水量計算の内容について説明願いたい。

○(水道)工務課長

村の新規水利権取得後に、河川法と水道法に違反したことに対する処分があると思う。

村から本市の取水地点における河川流量を参考にしたいという申入れがあったため、10ヶ年分のデータを貸与している。村で算出した比流量とこの2年間の実績を基に相関式を作成し、朝里沢川の10ヶ年分の水量を計算したと確認している。

○次木委員

処分がなされてから、水利権取得に関する同意をすべきではないのか。

○水道局次長

本市は新規水利権取得の同意と違反処分は別に考えている。

○委員長

質疑終結。

休 憩 午 後 2 時 5 8 分

再 開 午 後 3 時 4 4 分

○委員長

討論に入る。

○琴坂委員

市の都市計画は民間事業の後追いであり、中心街のスプロール化を推し進めていることから、銭函地域の地区計画に関する議案第14号については反対する。

議案第15号は反対、陳情第30号は継続審査、その他の請願、陳情についてはいずれも採択を主張する。

○委員長

討論を終結し、付託案件について順次採決する。

議案第14号、第15号、請願第92号、陳情第1号、第46号、第66号、第72号、第73号、第75号、第76号、第77号については、議案は原案可決、請願、陳情は継続審査といずれも多数により決定。

次に、議案第２２号は原案可決と、請願第８１号、陳情第８号、第２８号、第４９号は採択と、陳情第３０号については継続審査といずれも全会一致で決定する。

散会宣告。